

弘前市総合学習センター 自動扉保守点検業務仕様書

弘前市総合学習センターの自動扉保守点検業務は、この仕様書に定めるところによるものとする。(発注者を以下、「甲」とし、受注者と以下、「乙」という。)

1 乙は、弘前市総合学習センターに設置してある自動扉の保守点検を実施し、その装置を良好な状態に整備するものとする。

2 保守点検の範囲は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 自動ドアエンジン DC-20F (引分) | 1台 |
| 自動ドアエンジン DC-20F (引分) | 1台 |
| 自動ドアエンジン 70KLCM (片引) | 1台 |
| (2) セフロアスイッチ (風除室、床埋込型) | 2枚 |
| セフロアスイッチ (エントランスホール、床埋込型) | 2枚 |
| 光線スイッチ (廊下、タッチスイッチ併用) | 2個 |
| (3) 附属機器 (操作スイッチ、コントロールBOX、電気配線、その他) | 1式 |

3 保守点検の内容は、次のとおりとする。

- (1) 各機器の整備及び調整点検
- (2) 扉まわりの建付、その他の調節 (ビス、ナット等の締め付等)
- (3) 必要部品の注油
- (4) 一年一度のエンジン分解掃除

4 部品交換のうち、次のものは乙の負担とする。

- (1) ヒューズ
- (2) ビス、ナット
- (3) マイクロスイッチ
- (4) 戸車及び振止め車
- (5) ゴムディスク
- (6) 各種リレー

5 保守点検の回数は、委託期間中2回とする。

6 緊急の事態等により、甲からの連絡があった場合は、乙の負担により、乙は直ちに技術員を派遣して、迅速に修理し良好な機能を維持するものとする。

- 7 乙の判断により、備品の交換、分解整備が必要と認めた場合は、あらかじめ甲の承認を得て行い、これらの費用は乙の負担とする。
- 8 乙は、甲が実施する環境保全に係る取り組みへの協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。